

2022(令和4)年10月1日現在

訪問介護

1. 訪問介護提供基本サービス及び加算

※ 地域区分単価:1級地(1単位=11.40)

(1) 基本サービス(午前8時～午後6時)

- 身体介護
- 生活援助
- 身体介護・生活支援
- 通院時乗降介助

(2) 加算

- 初回加算
- 緊急時訪問介護加算
- 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- 特定事業所加算Ⅱ
- 介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ

2. その他

- (1) 早朝(午前6時～午前8時)
- (2) 夜間(午後6時～午後10時)
- (3) 深夜(午後10時～翌日午前6時)

【表】訪問介護サービスおよび利用料一覧

項目		訪問介護								
		単位	金額(円)	9割(保険分:円)	1割(利用者負担分:円)	8割(保険分:円)	2割(利用者負担分:円)	7割(保険分:円)	3割(利用者負担分:円)	
基本サービス(訪問介護特定Ⅱ)	身体介護	20分未満	167	1,903	1,712	191	1,522	381	1,332	571
		20分以上30分未満	250	2,850	2,565	285	2,280	570	1,995	855
		30分以上1時間未満	396	4,514	4,062	452	3,611	903	3,159	1,355
		1時間以上1時間半未満	579	6,600	5,940	660	5,280	1,320	4,620	1,980
		通院時の乗降介助	99	1,128	1,015	113	902	226	789	339
	生活援助	20分以上45分未満	183	2,086	1,877	209	1,668	418	1,460	626
		45分以上	225	2,565	2,308	257	2,052	513	1,795	770
	訪問介護特定Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護+20分以上45分未満の生活援助	317	3,613	3,251	362	2,890	723	2,529	1,084
		20分以上30分未満の身体介護+45分以上70分未満の生活援助	384	4,377	3,939	438	3,501	876	3,063	1,314
		30分以上1時間未満身体介護+20分以上45分未満の生活援助	463	5,278	4,750	528	4,224	1,054	3,694	1,584
		30分以上1時間未満身体介護+45分以上70分未満の生活援助	530	6,042	5,437	605	4,836	1,206	4,229	1,813
		30分以上1時間未満身体介護+70分以上の生活援助	597	6,805	6,124	681	5,444	1,361	4,763	2,042
		1時間以上1時間半未満身体介護+20分以上45分未満の生活援助	646	7,364	6,627	737	5,891	1,473	5,154	2,210
		1時間以上1時間半未満身体介護+45分以上70分未満の生活援助	713	8,128	7,315	813	6,502	1,626	5,689	2,439
1時間以上1時間半未満身体介護+70分以上の生活援助	780	8,892	8,002	890	7,113	1,779	6,224	2,668		
加算	特定事業所加算	特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の100分の20に相当する単位数を加算							
		特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算							
		特定事業所加算Ⅲ	所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算							
		特定事業所加算Ⅳ	所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算							
	初回加算		200	2,280	2,052	228	1,824	456	1,596	684
	緊急時訪問介護加算		100	1,140	1,026	114	912	228	798	342
	生活機能向上連携加算(1月につき)	生活機能向上機能加算(Ⅰ)	100	1,140	1,026	114	912	228	798	342
		生活機能向上機能加算(Ⅱ)	200	2,280	2,052	228	1,824	456	1,596	684
	認知症専門ケア加算(1日につき)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	34	30	3	27	7	23	11
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	45	34	4	36	9	31	14
	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(13.7%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(10.0%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(5.5%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
		介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(5.5%の90/100)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(5.5%の80/100)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(6.3%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(4.2%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ		上記の算定した単位数合計の介護職員等ベースアップ等支援加算(2.4%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								

※2022(令和4)年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2022年10月1日から適用)

※上記2その他に提示されている(1)と(2)は25%の割増率が適用され、(3)は50%の割増率が適用されます。

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※千代田区介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。

※1回の利用時の金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、利用者別の該当月